



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 規則

\*17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)

## 規 則

### 和歌山県規則第17号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年和歌山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、産業廃棄物管理票交付等状況報告書に記載する事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成した場合にあっては、電子情報処理組織を使用して提出することができる。

第11条を第28条とする。

第10条第1項中「産業廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物収集運搬業者」に、「別記第10号様式」を「別記第27号様式」に改め、同条を第27条とする。

第9条中「第4条第2項」を「第18条第2項」に、「第14条の3」を「第14条の2第3項」に改め、「第7条の2第3項の規定」の次に「並びに法第15条の2の5第3項において準用する法第9条第3項の規定」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第18条第2項及び同条第4項中「指定証」とあるのは「許可証」と読み替えるものとする。

第9条を第26条とする。

第8条第1項中「第19条」を「第21条」に、「届出書は」を「届出は」に、「別記第9号様式」を「別記第26号様式」に改め、同条を第25条とする。

第7条第1項中「第18条」を「第20条」に、「届出書は」を「届出は」に、「別記第8号様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第24条とする。

第6条中「省令第16条の4の規定による」を「政令第19条の」に、「別記第7号様式」を「別記第24号様式」に改め、同条を第23条とする。

第5条中「第15条第1項の規定による登録」を「第17条第1項」に、「別記第6号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条を第22条とし、同条の前に次の3条を加える。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置の届出)

第19条 省令第12条の7の7第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出書(別記第20号様式)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置の届出受理)

第20条 省令第12条の7の7第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出受理書(別記第21号様式)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)の届出)

第21条 省令第12条の7の7第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)届出書(別記第22号様式)によるものとする。

第4条第1項中「別記第4号様式」を「別記第18号様式」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「別記第5号様式」を「別記第19号様式」に改め、同条を第18条とする。

第3条第1項中「別記第3号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第17条とする。

第2条第1項中「別記第1号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第16条とし、第1条の次に次の14条を加える。

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第2条 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(別記第1号様式)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第3条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記第2号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（別記第3号様式）によるものとする。  
（特定一般廃棄物最終処分場の報告）

第5条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（別記第4号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第6条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記第5号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第7条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（別記第6号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出）

第8条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書（別記第7号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（別記第8号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物処理施設の設置許可に関する欠格要件に係る届出）

第10条 省令第5条の5の3の届出書は、一般廃棄物処理施設

欠格要件該当届出書（別記第9号様式）によるものとする。  
（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（別記第10号様式）により行うものとする。  
（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第12条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書（別記第11号様式）によるものとする。  
（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第13条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（別記第12号様式）によるものとする。  
（合併又は分割の認可の申請）

第14条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併（分割）認可申請書（別記第13号様式）によるものとする。  
（相続の届出）

第15条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置者相続届出書（別記第14号様式）によるものとする。  
別表を次のように改める。

別表（第28条関係）

提出書類	提出部数	経由機関
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書	2	
一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者合併（分割）認可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者相	2	

続届出書		
産業廃棄物処理計画書	2 〔経由しない 場合は1〕	県内(和歌山市を除く。以下同じ。)に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	2 〔経由しない 場合は1〕	
特別管理産業廃棄物処理計画書	2 〔経由しない 場合は1〕	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	2 〔経由しない 場合は1〕	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	3 〔経由しない 場合は2〕	当該事業場の所在地を管轄する保健所長
措置内容等報告書	2	
再生利用個別指定業指定申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	(再生輸送業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業変更指定申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	(再生生活用業) 当該業に係る事業場の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業変更届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	
再生利用個別指定業廃止届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	
産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長

産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出書	2	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)届出書	2	
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	2	
合併・分割認可申請書	2	
相続届出書	2	
土地の形質の変更届出書	2	当該指定区域を管轄する保健所長
廃棄物再生事業者登録申請書	2 〔経由しない 場合は1〕	県内に事業場がある場合は、その事業場の所在地を管轄する保健所長
廃棄物再生事業者登録事項変更届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	
廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書	2 〔経由しない 場合は1〕	
許可証・指定証・登録証明書再交付申請書		再交付を受けようとする証又は証明書に係る提出書類の項に準ずる。

別記第1号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

## 一般廃棄物処理施設設置 (変更) 許可証

年 月 日

住 所

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項 (第 9 条第 1 項) の規定により、設置 (変更) の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

和歌山県知事

印

許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び 処理する 一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li> <li>2 計画内容等に変更があった場合は、当該施設の設置場所を管轄する保健所に速やかに連絡し、指示を受けること。</li> <li>3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li> </ol>		

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

(第 1 面)

# 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

和歌山県知事 様 年 月 日

申請者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※許 可 の 年 月 日	年 月 日
※許 可 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	/日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
※事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

(第 2 面)

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画 (一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分      委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分      委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画 (最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			





(第 4 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	所
		割 合	住	所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 7 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

## 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項 (同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 工 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	
添付書類 1 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 その他参考となる書類又は図面	

(日本工業規格 A列 4 番)

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

## 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 ( 年度)

和歌山県知事 様 年 月 日

報告者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 17 の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了予定年月日	年 月 日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の 3 月 31 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の 4 月から 9 月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

## 備考

- 放流の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定によりその例によることとされる同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。
- この報告書は、毎年度 10 月 31 日までに提出すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

(第 1 面)

## 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

和歌山県知事

様

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変 更 後 /日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>	変 更 前 /日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※許 可 年 月 日		年 月 日	
※許 可 番 号			
※事 務 処 理 欄			

(日本工業規格 A列 4 番)



(第 3 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住 籍 所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住 籍 所
	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

(表)

# 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項(同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号		許可・届出 年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第 5 条の 4 (第 5 条の 9 において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第 6 号関係を除く。)		
	省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
	氏 名	役職名・呼称	住 所

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	



別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

( 表 )

## 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項 (同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号	許可・届出 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立の深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

( 裏 )

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状
添付書類及び図面	1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類		
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 埋立終了から30日以内に届け出ること。 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

(表)

## 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項(同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

最 終 処 分 場 の 名 称		
設 置 の 場 所		
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号	年 第	月 日 号
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	m <sup>2</sup>	m
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年	月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年	月 日

(日本工業規格 A列4番)

( 裏 )

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>2 当該最終処分場の周辺の地図</li> <li>3 地下水等の水質検査の結果を記載した書面</li> <li>4 保有水等の水質検査の結果（2年以上）を記載した書面</li> <li>5 その他参考となる書類又は図面</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> <li>2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。</li> <li>3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</li> <li>4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</li> <li>5 都道府県知事が定める部数を提出すること。</li> </ol>

別記第 9 号様式 (第 10 条関係)

# 一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

欠格要件に該当するに至つたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 6 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件 (法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで又はチからヌまで (同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るもの除く。) のいずれかに該当するに至つたもの) 及び該当するに至つた具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至つた年月日	

※この届出書は欠格要件に該当するに至つた日から 2 週間以内に提出すること。  
(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第10号様式 (第11条関係)

(表)

## 一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者  
住 所  
氏 名 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
※届 出 の 年 月 日		
※届 出 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力	/日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間 面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>	
△一般廃棄物処理施設の位置構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
※事 務 処 理 欄		

(日本工業規格 A列4番)

( 裏 )

△一般廃棄物処理施設の位置構造等の設置に関する計画に係る事項	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画 (一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区分	自家処分      委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 一般廃棄物処理施設の種類については、し尿処理施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。			
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。			
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。			
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図			
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図			
5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
6 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。			
7 都道府県知事が定める部数を提出すること。			

別記第10号様式の次に次の17様式を加える。



別記第11号様式 (第12条関係)

( 表 )

# 一般廃棄物処理施設変更届出書

和歌山県知事 様 年 月 日

届出者 住所 氏名 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第7項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
届出番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更後	変更前
		/日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間	/日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間
		面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>	面積 m <sup>2</sup> 埋立容量 m <sup>3</sup>
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

(裏)

※届 出 年 月 日	年 月 日
※届 出 番 号	
備考	
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</p> <p>4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p> <p>6 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。</p> <p>7 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>	

別記第12号様式 (第13条関係)

(第 1 面)

# 一般廃棄物処理施設譲受け (借受け) 許可申請書

和歌山県知事 様 年 月 日

申請者

住 所

氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定により、一般廃棄物施設の譲受け (借受け) の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等許可番号	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列 4番)



## (第 3 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第13号様式(第14条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置者合併 (分割) 認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者  
 名 称  
 住 所  
 代表者の氏名 印  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②一般廃棄物処理施設の種類	
③許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人(分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人)の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤合併(分割)の方法及び条件	
⑥合併(分割)の理由	
⑦合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

⑧申請者

(ふりがな) 名 称	住 所

⑨法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(当該株主又は出資をしている者がある場合)

発行済株式の 総数	株	出資の額	本 籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	住 所
		割 合	所

(第3面)

⑪政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

⑫合併後存続する法人又は合併によって設立される法人(分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人)において、法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所



(第4面)

⑬合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	所
		割	住	

⑭合併後存続する法人又は合併により設立される法人（分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人）において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考  
 1 ※欄は記入しないこと。  
 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。  
 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  
 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第14号様式 (第15条関係)

(表)

## 一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名 印

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏)

相続人			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名		住	所

法定代理人 (相続人が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人 (相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「相続人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- この届出書は、相続の日から 30 日以内に提出すること。

※手数料欄

別記第 15 号様式(第 16 条関係)

## 再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 16 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生輸送又は再生活用の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の住所及び氏名又は名称	
	再生活用業者の住所及び氏名又は名称	
	再生輸送業者の住所及び氏名又は名称	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

## 添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書
- 7 印鑑証明書

(日本工業規格 A列4番)

別記第 16 号様式(第 16 条関係)

第 号

## 再生利用個別指定業指定証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事 業 の 種	
取 扱 産 業 廃 棄 物 の 種 類	
再 生 利 用 の 方 法	
取 引 関 係	排出事業者の住所及び氏名又は名称
	再生活用、再生輸送業者の住所及び氏名又は名称

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記第 17 号様式(第 17 条関係)

## 再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 17 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生輸送又は再生活用の別	変 更 前	
		変 更 後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変 更 前	
		変 更 後	
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

## 添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書
- 7 印鑑証明書

(日本工業規格 A列4番)

別記第 18 号様式(第 18 条関係)

## 再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 18 条第 1 項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

(日本工業規格 A列4番)

別記第 19 号様式(第 18 条関係)

## 再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 19 条第 3 項の規定により産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の全部・一部の廃止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
全部・一部の廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	

(日本工業規格 A列4番)



別記第20号様式 (第19条関係)

## 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般 廃棄物処理施設の特例措置届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、関係書類及び図面を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置について、届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			
産業廃棄物処理施設の処理能力		/日 ( ) 時間 t /日 ( ) 時間 /時間 t /時間	残余面積                    m <sup>2</sup> 残余埋立容量                m <sup>3</sup>
産業廃棄物処理施設の許可	産業廃棄物の種類		
	許可年月日	年 月 日	
	許可番号		
	許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及びその種類ごとの処理量の見込み		一般廃棄物の種類	処理量の見込み
備考 1 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			

(日本工業規格 A列4番)

別記第21号様式(第20条関係)

## 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般 廃棄物処理施設の特例措置届出受理書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定による届出を受理しました。

和歌山県知事

印

産業廃棄物処理施設の設置場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する一般廃棄物の種類	
産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 許 可	許 可 年 月 日
	年 月 日
	許 可 番 号
	第 号
許可に付された条件	

(日本工業規格 A列4番)

別記第22号様式 (第21条関係)

# 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物 処理施設の特例措置変更 (廃止) 届出書

和歌山県知事 様 年 月 日

届出者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定により、関係書類及び図面を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出の変更 (廃止) について届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
変 更	産業廃棄物処理施設の種類の変更	
等 の	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更	
内 容	当該届出に係る一般廃棄物の処理事業の廃止	
変 更 ( 廃 止 ) 年 月 日		年 月 日
備考		
1 この届出書は、当該変更又は廃止の日から10日以内に、受理書を添えて提出すること。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

(日本工業規格 A列4番)

別記第 23 号様式 (第 22 条関係)

## 廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地		
事業内容	取り扱う廃棄物の種類	
	再生により得られる有用物の種類	
事業の用に供する施設	種 類	
	数 量	
	構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏面)

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 4 個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 法人である場合には、直前 1 年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 個人である場合には、直前 1 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 事務所及び事業場の付近の地図
- 9 その他知事が必要と認める書類

※ 手数料欄

別記第 24 号様式(第 23 条関係)

## 廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 20 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

和歌山県知事

印

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
事 業 場 の 所 在 地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

(日本工業規格 A4号)

別記第25号様式 (第24条関係)

## 廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号	第 号		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

(日本工業規格 A列4番)

別記第26号様式 (第25条関係)

## 廃棄物再生事業者登録事業場廃止 (休止、再開) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業に係る事業場を廃止(休止、再開)したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
事 業 場 の 所 在 地	
廃 止	(期日) 年 月 日 (理由)
休 止 の 期 間	(期日) 年 月 日から (期日) 年 月 日まで (理由)
再 開	(期日) 年 月 日

(日本工業規格 A列4番)



別記第 27 号様式(第 27 条関係)

許可証・指定証・登録証明書再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可証、指定証又は登録証明書の名称	
許可年月日及び許可番号、指定年月日及び指定番号又は登録年月日及び登録番号	
再交付申請の理由	

添付書類

許可証、指定証又は登録証明書(紛失した場合を除く。)

(日本工業規格 A列4番)

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、これを修正して使用することができる。